

「不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令の一部を改正する政令案」に対する意見募集の結果について

平成 26 年 11 月 27 日  
消費者庁表示対策課

1 意見募集方法の概要

(1) 募集期間

平成 26 年 8 月 20 日（水）から平成 26 年 9 月 22 日（月）まで

(2) 告知方法

消費者庁ウェブサイト、電子政府の総合窓口（e-Gov）ウェブサイト

(3) 意見提出方法：電子メール、FAX 又は郵送

2 意見募集の結果

(1) 意見提出総数：6 件（このほか、今回の意見募集とは関係しない意見が 2 件）

(2) 御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙のとおり。

以上

「不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令の一部を改正する政令案」に対する  
御意見の概要及び御意見に対する考え方

原案該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
全体	地方公共団体に対して事務処理基準の作成や担当職員に研修を実施するなどし、委任された事務の権限を行使する地方公共団体間において、景品表示法の統一的な執行を図り、法の下の公平性・平等性の確保及び相違が生じないよう万全を期してほしい。(団体)	御意見として承ります。 なお、各都道府県の景品表示法担当者に対する執行研修を行うなど、都道府県に対しては、引き続き、執行のための支援を行っていくことを予定しております。
3 (5)	景品表示法第4条第2項の規定に基づく合理的根拠を示す資料提出要求に係る権限を各都道府県知事が統一的基準により適切に運用するために、都道府県知事が同権限を行使するに当たっては、「あらかじめ消費者庁長官との協議を行う」旨の規定を設けられたい。(団体)	都道府県知事が景品表示法第4条第2項に基づく合理的根拠を示す資料提出要求に係る権限を行使するに当たっては、既に示されている「不当景品類及び不当表示防止法第四条第二項の運用指針－不実証広告規制に関する指針－」(平成15年10月28日公正取引委員会)を参考にして同権限を行使することになること、また、各都道府県の景品表示法担当者に対する執行研修等を行うことにより、適切な運用がなされると考えておりますので、そのような規定を設ける必要性はないと考えます。
3 (5)	景表法違反被疑事実に接した場合に、被疑行為の対象となる地域の都道府県知事のみならず、隣接の都道府県知事等からも事業者に対して調査が行われることがないよう管轄区分を厳格に運用し、複数の都道府県を越えて事業活動を行う事業者に対しては消費者庁自らが調査することとされたい。(団体)	政令第10条第1項においては、不当な景品類の提供又は表示がされた場所又は地域を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が権限を行使することを規定しております。そのため、被疑行為の対象となる地域に隣接する都道府県知事が県外における被疑行為について権限を行使することはできません。また、同項においては、2以上の都道府県の区域にわたり一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあり、その事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があったときは消費者庁長官(消費者庁長官から権限の委任を受けた事業所管大臣等を含む。)が権限を行使できる旨の規定を設けています。

原案該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
		ただし、複数の都道府県において事業活動を行う事業者に対して も、不当な景品類の提供又は表示がされた区域を管轄する都道府県知 事が調査を行うことも可能です。